

議案第16号

沼田市企業誘致推進条例の一部を改正する条例について

沼田市企業誘致推進条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山公一



沼田市企業誘致推進条例の一部を改正する条例

沼田市企業誘致推進条例（平成27年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 企業 営利を目的とする法人又は個人であって、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げるものをいう。

ア E-製造業

イ G-情報通信業

ウ H-運輸業・郵便業

エ M-宿泊業・飲食サービス業（当該宿泊業・飲食サービス業のうち、小分類に定める旅館・ホテルに限る。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に該当する営業を行うものを除く。）

第2条第2号中「工場等」を「事業用施設」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 市有地 市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項の普通財産として所有する土地をいう。

第6条中「企業は」の次に「、沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等のいずれにも該当しない企業であって」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 事業用施設の新設又は増設 次のいずれかの要件に該当するものとする。

ア 市内に3,000平方メートル以上の一団の土地を取得し、土地を取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建築面積500平方メートル以上の事業用施設の建設に着手した企業

イ 市内にある市有地を使用し、貸借契約の締結の日の翌日から起算して1年以内に当該市有地を敷地とする建築面積500平方メートル以上の事業用施設の建設に着手した企業

第8条第1項中「のみとする」を「に限る」に改め、同項第1号中「工場等」を「事業用施設」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 施設設置助成金 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 土地を取得した場合 市内に新設又は増設した事業用施設として使用する土地、

家屋及び償却資産に対して賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額（課税初年度から3年度分に限る。）

イ 貸付けによる市有地を使用した場合 市内に新設又は増設した事業用施設として使用する家屋及び償却資産に対して賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額（課税初年度から5年度分に限る。）

第10条中「各号の一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。